

家庭教育の現状と課題

工藤真由美*

One Proposal of Family Education to Situations and Issues

Mayumi Kudo

改正教育基本法第十条「家庭教育」が新設され、更に第十条2で国及び地方公共団体の家庭教育支援の施策について明示された。これを受け、地方公共団体においてもさまざまな取り組みを講じている。しかしながら、家庭教育という個人の価値観に大きく左右される問題に行政がどこまで踏み込めるのか、また何が出来るのか、暗中模索の段階であり、従来の行政サービスの組み換えや、教育と福祉分野の連携などが進められている。しかしながら、家庭教育の大きな核に、子どもへの常識やしつけ教育が上げられるが、これらは個人の価値観を多く含む部分である。家庭教育の深部に触れることはきわめて困難であり、行政の限界といわれるところである。そこで、価値観の違いや多様性を超える議論として、共通感覚（常識としてのコモンセンスとそれを感じる感覚の統合としての共通感覚）の育成という観点から、家庭教育に踏み込む行政への展望が開けるものと考えられる。

Key words: 家庭教育、改正教育基本法、共通感覚、第六感、勘

はじめに

今日、わが国の教育は危機的状況であるという文言が流布されて久しく、その改善要請にこたえるべく様々な教育に関する改革がなされている。しかし、教育の様々な制度や機構・内容が変更されたとしても、教育の帰するところは日常的な人間同士のふれあいを基礎とした営為であり、その部分を疎かにして真の教育的な成果、結実を得ることは困難といえるであろう。教育基本法第一条には教育の目的は「人格の完成」にあると謳われている。このことは、学校教育における知識・技術の習得や、教師と児童・生徒との人間的な交流のみならず、家庭における人間教育の重要性をも示しているといえよう。

人間は生れ落ちた瞬間から社会の中で生活するが、その最初にして最小の社会こそが家庭である。その家庭の中で、大人からの様々な援助を受けながら、生物的なヒトから真の意味での人間として成長していくのである。

しかしながら今日、社会状況の急激な変化に伴い家庭生活の維持そのものが困難を極める状況を生み、そのことが子どもの家庭教育に少なからず影響を及ぼしている。平成12年12月、内閣総理大臣の諮問機関である教育改革国民会議報告「教育を変える17の提案」では、「教育の原点は家庭であることを自覚する」と述べられている。そして、改正教育基本法においては、第十条「家庭教育」が新設され、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るように努めるものとする。」とされている。このように、今日では家庭教育の重要性が示され、家庭教育に関する様々な問題を解明し、家庭における人間形成に資する方途を見出すことが求められている。

また、改正教育基本法「家庭教育」第十条2には「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ保護者に対する学習の機会及び情報提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策

* 四條畷学園短期大学 保育学科

を講ずるよう努めなければならない。」と、国や行政の家庭教育への踏み込んだ支援が明示された。⁽¹⁾このような状況に鑑み、本稿では家庭教育の現状とそこから見えてくる行政の課題について検討する。

(1) 家庭教育の現状

親が子どもに家庭内で人間として生きていく基本的なスキルを身につけさせることを家庭教育というが、今日このような基本的な教育行為がなされない場合がある。理由は一つには1) 親の教育力不足、さらには、2) 経済的困窮、もう一つは、3) 社会的価値観の変容が挙げられる。以下にそれぞれについて概観する。

1) 親の教育力不足

親の教育力不足は、次世代育成能力 (Generativity) の欠如と呼ばれる。精神的に幼いまま自らが子を育てる側に至った場合や、子育ての不安を解消する術のない場合がある。人間は子どもが誕生した瞬間から親としての自覚を求められるものの、実情は子どもを生んだ男女が存在するだけである。核家族化の進行の中で、日々の暮らしの中で、親としての自覚や親としての成長を促す術を学ぶ機会が極端に減少している。その中で、子育てにまつわる様々なトラブル (育児ノイローゼ、児童虐待) に陥るケースもある。

2) 経済的困窮

親の経済的困窮は、子育てに割く時間や精神的余裕を奪い、ひいては子どもが生活習慣を確立できなかつたり、生活習慣が乱れ不登校につながったりするケースも多い。不登校児の不登校理由の多くは子どもの人間関係や学力不足によるものと思われがちであるが、理由の上位に経済的困窮があがっていることは一般には認知度が低く見過ごされがちである。

3) 社会的価値観の変容

社会的価値観の変容は、価値多様化時代といわれる今日の日本社会の中で教育観、家庭教育観、道徳観など、様々なものが「人それぞれ」という

言葉とともに語られるようになったことである。変わってよいものと変わってはいけないもの、それを明確に出来るバックボーンとしての宗教や哲学、あるいは共同体が十分に機能しない状況では、すべてが許される状況に陥っている。

子どもは親の価値観を共有するため、世代間の伝達は、子どもの価値多様化ひいては何もスタンダードのない子どもの育成につながっている。価値観という個人の問題に深く関わる問題をどこまで掘り下げるかは困難を伴う。

(2) 今日の社会状況を踏まえての今後の課題

上述したような社会状況や問題点に対して、文科省の掲げる家庭教育支援の主要課題三点に対して、考えられる方策を述べる。

まず、文科省の求める家庭教育支援の一つ目は、家庭教育支援が「すべての親を対象とする教育支援」であることである。

これに対しては、学習機会を求める親には学習内容の充実、高度化、専門化で対応する必要がある。そのためには、教育・研究機関 (大学、研究所など) との連携が不可欠であろう。

また、子育てに無関心な親、孤立する親に関しては、地域のネットワークから細かな情報を受け、個別の訪問対応やIT活用などによる支援が必要となる。その際、孤立や無関心の背後にある要因によって、より専門的な部署との連携が必要になるであろう。家庭教育支援チームの創設は重要な任務となり、その育成は大きな課題となる。子育てサポーターリーダー、子育てサポーターの育成のみならず、民生委員、保健師、臨床心理士などを、それぞれの専門性を生かし有効に機能させるための学習機会やさらに専門性を高める機会も必要であろう。ここでもまた、大学・研究所との連携が必要になるだろう。

また、住民の利便性を考慮し、窓口の一本化が求められる。しかし、この窓口は単なる受付機能のみならず、全体の専門性を理解し、コーディネートする高次の機能を持つことが求められる。

また、家庭教育に関する情報提供に関しては、IT活用による配信と、地元商店、スーパー、コンビニなど生活に密着した場面で、手を伸ばせば

いつでもどこでも、情報が目に触れて入手できるような方法との二本立てが求められる。

次に文科省が求める家庭教育支援の二つ目は、「社会全体による家庭教育支援」である。

これには、地域全体で親と子の「学び」や「育ち」を支える環境を整えていくことが必要であり、地方公共団体の主体性が問われるところである。民間の団体や地域の人材を活用して地域一丸となった独自の取り組みを企画、運営することが求められる。

また、専門家による、地元企業や団体へ出向いての家庭教育講座の実施などは、産、官、学、民一体となった家庭教育支援として必要であろう。

最後に文科省が求める家庭教育支援の三つ目は、「地方公共団体の主体性を発揮した家庭教育支援」のあり方である。

それに対しては、家庭教育支援として住民が何を求めているのか、まずはそのニーズを汲み取り（各種のアンケート実施と分析など）、その対応を検討しなければならない。特に生活習慣については、啓発パンフレットの作成配布などで対応がなされやすい。しかし、ここでは生活習慣の確立を促すだけでなく、更にその根底にある教育的配慮、すなわち親としての自覚や子どもへの教育責任といった、家庭教育の意味を根本から問いかけるような形が求められるであろう。

しかしながら、このような個人的な価値観に触れる問題は、一般的には、常識の違いや常識の欠如という言葉で表現され、ましてや、国や行政がこのような個人の価値観に介入するなどのもつての他で、人権侵害という言葉で排除されることもあり、なかなか核心に踏み込むことを難しくしている。当然家庭教育は親や家庭の価値観によりなされるので、ここに踏み込むことは聖域を侵すことのように考えられ、地方公共団体の主体性を、個人の価値観とどのようにすり合わせて発揮していくのかは、行政の担当者の頭を抱える部分である。

だが、ここでは「常識」ということの意味を根本から見直すことから展望が開ける可能性があるのではないかと考え、以下に検討を加える。

そもそも常識とは、デカルトのセンスス・コムニス（共通感覚）であり、それは、「常識」という意味と、「心の座」あるいは「心身相関の場所」という意味であった。その後、前者の意味が一人歩

きするようになり、後者の意味を置き去りにする。

また、カントは、共通感覚とは、「他のすべての人々のことを顧慮し、他者の立場に自己をおく立場のことである」としている。

また、哲学者中村雄二郎は「共通感覚にもとづく常識」について論を展開し、その鍵を自己と他者の関係性の中に求めた。⁽²⁾ 自己と他者は常に「場面」や「あいだ」を媒介にしてコミュニケーションをし、相互の確認をする。その「場面」や「あいだ」には共通感覚が呼びさまされる必要がある。共通感覚をベースにした感性や話題や出来事が自己と他者の新たな関係を作るからである。中村の説を更に詳述すると、以下のようである。

中村は、社会における常識という以外に、五感（視覚、聴覚、嗅覚、触覚、味覚）の統合としての共通の感覚として、共通感覚を捉え、アリストテレスの説や、後のルソーが「第六感」として位置づけたものを紹介する。ルソーの「第六感」は、人間に共通の感覚ではなく、それらが個々の諸感覚のよく整えられた使用に基づくものである。日本語ではこの第六感「勘」という言葉で使用されることが多い。現在、自然の中や生活の中で「勘」が働きにくくなっている。それは、人間の総合的な身体感覚、共通感覚が弱くなり、失われてきていることと同意である。ルソーは、感覚は開発され訓練されることが必要であって、人間はすでに自分が持つ感じ方によってしか触れることも見ることも聞くこともできない。そのため、自分のそなえた感覚器官の全てを出来るだけ利用し、一つの感覚が捉えた印象を他の感覚が捉えた印象によって確かめるようにすることが必要だとしている。

それを受けて、中村は「共通感覚のあらわれであるこのような勘は、目に見える距離や遠くのかたちを正確に判断する働きだけでなく、私たち人間が相互にその表情を読み取ったり、動物や自然の表情を読み取ったりする働きをする。言い換えれば、そのような勘＝共通感覚が失われるときには、私たちは他人の、動物の、自然の表情をも読みとれなくなるのである。その結果、自分自身を、表情をも失うことになるだろう」⁽³⁾と述べる。

まさにこれこそが今日の家庭教育、否、社会全体で現代人に欠けている感覚ではないだろうか。自分の痛みのみを主張し、他者には感覚がないかのように振舞う。他者の思いや感じているものを

慮る感覚の欠如。これらは自己が感じているものと、他者が感じているものと同じなのかどうなのか、五感を十分に働かせながら、共通感覚としての第六感、勘を働かせることが欠けているのである。これらを補うためには、まず自己と他者の共有する「場面」「あいだ」を持ち、そこで共通感覚を研ぎ澄ましていく他者との交流が求められるのである。

さて翻って、家庭教育に再度目を向けると、日常生活で、常識の違いや欠如という言葉で表されるところの多くは、道徳心の無さであったり、家庭における教育、しつけの問題であったりする。これらの問題を行政が支援することの困難さは想像に難くない。しかし、以上述べてきたような中村の「第六感」「勘」という共通感覚論、それらの育つ場としての「場面」や「あいだ」のあり方、すなわち他者との交流の中に感覚を十分に働かせることから、その解決の鍵を求めることが可能ではなかろうか。個人の価値観、多様性を超える共通感覚を、多くの他者との出会いの場の提供によって、そこでの交わりの質の問題として検討することで現状は打開されるのではないかと思われる。そこには行政の住民のニーズを汲み取った適切な「場面」の設定と、質の高い人的交流を可能にする住民ネットワークや専門機関との高度な連携が不可欠であろう。また、それは大人、親の問題だけに留まらず、成長過程にある子どもにこそこのような共通感覚としての第六感、勘の育成が不可欠であるという自覚が必要である。

まとめにかえて

以上のように述べてきたが、家庭教育という個人の価値観を多分に含む教育に踏み込むことは、先述したように価値観の根底に触れる問題への啓発ともなり、困難を伴うであろう。だが、この問題に触れ得てこそ、家庭教育支援の核に行き着くのである。家庭教育が本来人間の生き方にかかわる部分を多分に含み、生きることの深層部にかかわる教育であることに鑑みるならば、それにかかわる行政も、従来までの行政サービスに留まらない深い支援が求められるのである。

註

- (1) 改正教育基本法
- (2) 中村雄二郎「共通感覚論」
- (3) 中村雄二郎「考える愉しみ」青土社 1993年 p 15

－ 20010. 3. 23 受稿、20010. 3. 24 受理－